

令和7年10月 教育委員会定例会（意見交換）

開催日時：令和7年10月21日（火）

- テーマ：①家庭教育のあり方（家庭教育支援）について
②教員の働き方改革（特に教頭職の働き方改革）について
③第3期近江八幡市教育大綱全般について

【意見交換】

○教育長

第3期教育大綱の策定にかかる意見交換について、近々総合教育会議も予定されており、できれば論点を絞りながら、ご意見を頂戴できればありがたい。1点目は家庭教育のあり方について、2点目は教員の働き方改革、特に教頭職の働き方改革について、それから3点目として、教育大綱全般について策定にあたってのご意見があれば頂戴したい。

まず、1点目の家庭教育のあり方についてであるが、先ほども生涯学習センターの話の中で、社会教育をもっとしっかりと進めていく必要があるというご意見をいただいた。ややもすると、教育というと、いわゆる就学前教育や、小中学校の学校教育を中心に議論が進む傾向があるが、教育に関する様々な課題の根底には、一つは家庭環境、家庭教育、保護者と子どもたちの関わり合いとか、そういうところにも課題が潜んでいるのではないかと思っており、この辺について、教育大綱にも基本的な考え方を盛り込んでいく必要があると私自身は考えている。そうしたことを踏まえ、ご意見があればぜひお聞かせいただきたい。

○大更委員

家庭教育支援はなかなか難しい分野ではないかと思っている。家庭教育支援コーディネーターであるとか、支援員にお家へ行ってもらったり、いろんな支援をしていただいた経験があるが、大変ありがたく、本当に頼りになる存在である。しかし、あれから何年か経っていても、なかなか前に進まない現状があり、家庭教育支援のむつかしさあると思う。特に、子どもたちへの支援は今まで一生懸命やってきているが、保護者であるとか地域の方々を含めての家庭教育支援というのは、いろんな難しい部分があり、住民みんなでいいアイデアを出しながら議論していく必要があるくらい大切なことではないかと思う。

特に就学前について、以前に武佐こども園の朝の登園の様子を見せてもらったことがあるが、園長先生や主任の先生が朝の出迎えの時にお母さんと話

をし、今日はこういうことがあってこの子は今ぐずっているんだとか、ものすごく遅くに子どもを連れてきて、「頼むで」という一言で帰ろうとするお母さんとなんとか話をし、「9時までに登園してください」というようなことで話をされていた。そうしたことを、これまでは園長先生や園の先生方がされていたと思うが、家庭支援をしていただける方にも担っていただけるとありがたいなと個人的には思っている。この部分については踏み込んでいかなければならないと思っている。

○教育長

現在の家庭教育支援は生涯学習課が担っており、家庭教育支援基盤構築事業において、市長部局や学校現場の皆さん、それから家庭教育支援員をされている皆さんに集まっていただいて協議会を行っている。先日私もそこに参加させていただいたのだが、家庭教育支援員の代表として入っていただいている方から、今小学校を対象とした支援員制度はあるが、就学前施設を対象とした支援員制度はないというお話があった。やはり、保護者が若ければ若いほど、支援の効果もあるのではないかというような意見もあり、就学前施設を対象とした支援員制度みたいなものが必要ではないかという議論になっていた。そうした結果も受けて、市長部局の関係部と話をしていると、いろんな福祉施策によって、保護者に対しては、お腹に子どもさんができた時から支援が行われているが、そこでのケース、情報を就学前教育にうまくなめらかに接続していくということが一つ課題ではないかなということも聞かせていただいた。それでは、就学前教育で把握されている保護者の困り事や家庭の困り事等、そこで把握した情報、ケース、そういったものが小学校教育になめらかに接続されているのかというと、そこもできていないという状況も話し合いの中で把握させていただいた。私としては、0歳から中学校に至る保護者全体をなめらかに接続しながら、家庭の課題をみんなで解決に向けて支援していくような、そういう市としてのプロジェクトが必要ではないかと思っている。そうしたことを含めご意見をいただけたらありがたい。

○大更委員

八幡東こどもセンター等で、小さなお子様をお持ちのお母さんがセンターに来られて、そこで職員の方がいろんなかたちで支援をしたり、話相手になったり、子育てについての講演をしたりされていて、一部は進んでいると思うが、もう少しそういったものが広げられるといいなと思う。

○重森委員

すごく難しいなと思っていて、自分でも整理ができていないのだが、それぞれ福祉と教育が、それは福祉の仕事、それは教育の仕事、というかたちになってしまうと、子どもたちにとって不幸な結果になるのではないかと思う。接続

という事はあるのかとは思いますが、やはりベースは福祉だと思う。ずっと福祉があって、それでたまたまその子どもや親御さんがいるところの、関わるところが頑張っってバトンをつないでいく。バトンをうまく渡せない時ができたらいけないと思うと、福祉というものが、学校に行ったから、もう学校の問題ということではなくて、やはり一貫してきちんとその子を、生まれてからずっと見ている、そうした人がいて欲しいと思う。そういう意味では、やはり学校教育と社会教育と福祉が手を携える関係を作っていかなければならないと思う。自分の中でも整理できておらず、うまく言葉にできないが、大変難しいな思っている。

○教育長

今のお話は、それぞれの段階の支援員や教員、福祉の職員がバトンタッチをしていくというよりも、子どもが生まれたら、その後見人のような支援員がいて、課題を抱えている家庭においては、その子が就学前施設に入り、小学校に入り、中学校に入り、という中でずっとその方が後見人として、担当ケースワーカーとして支援をしていくというイメージか。

○重森委員

人としてそういう人がいるということもあると思うが、もう少し広い「面」として支援できれば良いのかなと思ったりする。

○教育長

もう少しシステムの的に、そういう機能が果たせるように、ということか。

○重森委員

もちろん、それぞれの中心に関わるところが頑張るということが前提だとは思いますが。

○西田委員

先程の家庭教育支援基盤構築事業というものを伺って少し安心したのだが、この支援というのは、おんぶに抱っこというかたちになると、やはり自ら解決する力であったり、それこそ生き抜く力と言い換えてもよいと思うが、そうした力が逆に低下してしまうのではないかなという懸念が私としてはある。この部分をなんとか少し手伝って欲しいというところを手助けするみたいなかたちの支援は有効なのかと思う。

○教育長

具体的に、支援の内容やレベル、質といったお話であるかと思う。福祉サイドではいろんな支援があり、金銭給付のようなものもあれば、次の支援機関に

つなぐという支援もある。社会教育の側からすると、例えば初めてお子さんをもたれた親御さんが非常に若くて、それまでの自分の育ちの中で、社会全体の視野がなかなか身に付いていないような方に対しては、そういう視野を持っていただけるような社会教育的な支援も可能かなと思う。しかし、いずれにしても、本人が望まれないかたちで支援をしても、遠ざかっていかれるだけなので、その辺はアプローチを考えてやっていく必要があると思う。それ故に、個々に応じて対応していただける支援員のような方に、状況を把握していただき、それをケース会議みたいなところで、どうすれば本人にとって一番良いのか、そういうことを検討するような丁寧なシステムづくりが必要になると思う。

○圓山委員

私の近所でも、家庭によって生活環境が様々で、基本的な生活習慣が十分に育っていないようなご家庭もあるように思う。そこで育った子どもは、そういう環境が普通だと思って大きくなり、大人になっていくと思う。そうした家庭に、これまで特別な支援というものがあつたのか、また支援があつても、その家庭に届いていないこともあると思うが、その辺を教えていただきたい。

○学校教育課

学校教育の立場からいうと、そうした家庭に対しては、様々なところから何らかの情報を把握したら、校内のケース会議や、場合によっては福祉部局も交えてケース会議を持ち、誰がどういう形でアプローチするのが一番よいのかを慎重に判断した上で、相談にあたらせてもらったり、困っていることはありませんかということで声をかけさせていただいている。ただ、学校という立場から考えると、子どもがいるので、子どもからヒントを得たり、話を聞いたりということからアプローチをして、学校の職員とまずきっかけ作りをするという状況になるかと思う。就学前から、そうした情報を聞いているところもあるので、そこに関しては、引き継いだことを踏まえて、もう一度就学前の時にはどうされていたかを聞かせていただいたり、連携させていただくケースがほとんどである。ただ、それを拒否されるご家庭、来て欲しくない、関わって欲しくないというご家庭も現実としてはあり、非常に困っている状況である。そうした場合には、どうしても学校に来ていただかなければならない機会、小学校であれば入学説明会や成績もらいの個別懇談会等の機会を利用して、声をかけさせていただいている状況がある。

○圓山委員

このプロジェクトについて、対象は決められているのか。

○教育長

先ほど私が申し上げた取組というのは、特にこれだけ困っている方を対象にするということではない。本当に経済的に困っておられ、家庭としての形態も整っていないというような困難の極みにある方も対象だが、普通のご家庭であっても親御さんと子どもの関係がうまくいかないと悩んでおられる保護者であるとか、そうした方も当然対象になると考えている。市長部局と事前に意見交換をしていると、お腹に子どもさんができて、福祉として関わっていると、このままでは、家庭も子ども大変なことになるのではないかと思うことがよくあり、果たして数年後、幼稚園に行ったら幼稚園の、小学校に行ったら小学校のケース会議で上がってきているということであった。福祉の早い段階で、しっかり支援していく必要があると思われる方を、それぞれのステップにおいてつないでいく必要があるが、今十分にできていない状況があり、福祉サイドとしては、もう少し丁寧にやっつけていかなければならないということを抑っていた。そうした連携がうまくできるように、市全体の取組にしていってこそ、家庭教育の充実には生かせるのではないかと。私もそれを聞かせてもらって、福祉でそうしたケースをつかんでおられるのであれば、早い段階から支援することによって、実際、歳をいかれた後で対応するよりも、保護者も子どもも幸せであるし、そうした取組が大事なのではないかと思う。小学校に上がった支援員がおり、そこで初めて支援員が事態を把握し対応するというケースも多いということで、実際、もっと早い段階で、親御さんが若いうちに関わらせてもらっていたら何とかなったかもしれないという支援員からの意見もあった。今は就学前施設対応の支援員制度がないので、そこに支援員を配置することにより、早い段階で状況を把握し、対応できるのではないか。その支援員に対して、福祉が持つておられるいろんなケースをなめらかに接続することにより、福祉の仕事もより良く成果が出せるようになるのではないかと考える。

○教育長

次に、教員の働き方改革、これもしっかり進めていく必要があると思う。このことによって、結果的に子どもたちの生き抜く力の育成につながると考えている。一般の教員の働き方改革については、先ほど申し上げたとおり部活動改革や教科担任制の導入の中で一定検討しつつあるが、教頭職に対する働き方改革というものは議論されていない。国においても、ここに光を当て、去年あたりから、教頭マネジメント支援員という制度を導入された。これはまだ、ほぼ試行の段階であり、来年度、もう少し支援員の配置の枠を増やそうという概算要求を示しておられる。本市においては、去年のモデル事業には参加しておらず、いわゆる国の教頭マネジメント支援員というような制度は無いが、本市の教頭職の残業時間等を調べてみると、やはりそれなりの高い残業時間となっている。そうしたことを含めて、教頭職の働き方改革について、皆様から

ご意見があれば、お聞かせいただきたい。

○西田委員

まず教えていただきたいのは、この教頭マネジメント支援員というものが、立場的にというか、権限や責任という言い方が正しいのかわからないが、例えば、副教頭にあたる立場なのか、それとも教頭の秘書にあたる立場なのか、或いは、あくまで教頭先生が担っている職務のうち誰でもできる部分を手伝ってもらおうというくらいの立場なのか、教えていただきたい。

○学校教育課

委員が仰る後者の方で、教頭の業務のうち、どちらかというと他に任せてもよいという業務を考えている。

○教育長

具体的に、例を挙げて示していただきたい。

○学校教育課

例えば、保護者対応であるとか、来客対応であるとか、その部分で特にその学校の教頭以外の職員でも対応可能な業務を考えている。例えば外部の方がチラシを配布してほしいと持って来られた場合に、それを一旦預かり、学校の方でどうするかという検討をするにあたって、まずその対応をしていただくであるとか、電話対応でも、教頭以外でも対応できるものであるとか、或いは子どもたちが朝来にくい状況があったら、教頭は朝早く来て対応にあたらない時間帯があるが、そうした対応であるとか、戸締りの部分で、用務員さんが回られた後、最終教頭が回ることになっているが、そこを代わっていただくであるとか、そういうことを今考えている。

○教育長

そもそも、教頭の仕事というのは雑多にあり、学校でやらなければならない仕事で、教員や校長が携わらないような雑多な事務や対応が教頭の仕事となっている。中核には学校運営があるが、雑多なものがいっぱいある中で、中核の運営をしっかりとやっていかなければならないということに、困難があると把握している。

○重森委員

そうすると、支援員をお願いしようとする人は、ある程度、学校の中身を知っていて、学校で動いたことがある人ということか。なかなかイメージがわからず、それだけ教頭先生が幅広く担っておられるうえの疑問かとは思いますが、ある意味、学校の組織とか、学校とはこういうものだということをご理解いただい

ている方でないと、難しいのではないかと思う。

○学校教育課

今委員が仰られたことが可能であれば、その学校の現場経験がある方に来ていただくのが最も良いと考えるが、その人材が必ずしもおられる状況ではないので、教頭業務の多岐にわたる業務のうち、来ていただいた方が最大限の力を発揮できるところに、力を貸していただける配置にしていきたいということで、教員免許を持った方に限定しない配置を考えている。国が、マネジメント支援員を配置するにあたり、必ずしも教員免許をもっていることを条件にしていないことは確認させていただいているところである。

○教育長

そういう意味では、委員が仰られた、教頭職として中核的な責任を負わなければならない教頭業務というところの直接支援には及ばないのかと思うが、教頭のオーバーワークの部分を支える支援をすることにより、教頭が本来の学校運営に集中でき、また、教頭が生き生きと生きがいを持って教頭職を全うする姿を見て、一般教員が学校運営に興味を持ち参画してみようと意欲がわくような、そうした学校環境の整備にもつながるのではないかと国は考えているところである。本市においてもやはり、教頭のオーバーワークは見て取れるので、しっかりと検討したいと考えているが、そうしたことも教育大綱や、その後の教育振興基本計画に反映していく必要があると思っている。

○西田委員

ちなみに、教頭先生の各種業務の中で、教頭先生ご自身が感じておられる、これは教頭の仕事、これは教頭の仕事ではないけれど、誰かがやらなければならない仕事、という部分のリストアップというか、そういうものが必要であると思うが、そういうものはできているのか。

○学校教育課

できていないのが現状である。教員と教頭、それから事務職員の間で、これは誰がすべきかという、間にある仕事が多岐に渡っている。それを一手に引き受けるのが、最終的に教頭となっており、例えば学校便りを地域に配るのに、例えばコミセンに届けに行ったり、いろんな関係者にお届けに行くのも、教頭の仕事となっている。ポストインをするだけではあるが、それ自体、毎月1回発生するという状況がある。そうした、本来教頭でなくてもできる仕事の部分を、もう少しまとめていく必要がある。

○教育長

それでは、時間の関係もあり、本日はここまでとさせていただきます。